別添　機能性表示食品

機能性表示食品については、食品表示基準のほか、以下の告示及び通知を参照すること。

- 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和６年内閣府告示第 108 号）
- 食品表示基準第２条第１項第 10 号イの別表第 26 の１の項から６の項までの規定に基づき、内閣総理大臣が告示で定める届出並びに同号ロの別表第 27 の２の項第８号の規定及び４の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示（令和７年内閣府告示第 35 号）
- 機能性表示食品の届出等に関する手引き（令和７年３月 25 日付け消食表第 273 号食品表示課長通知）